

議案第 4 4 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 2 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

宅地造成等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号)の一部改正に伴い、同令を引用する規定に関する整備その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表第 9 の 3 の項中「宅地造成等規制法施行規則」を「旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年農林水産省・国土交通省令第 3 号)による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に改める。

別表第 16 の 15 の項中「15 の項及び 16 の項」を「13 の項及び 14 の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新					旧				
別表第 9 (第 2 条関係) 旧 宅地造成等規制法関係					別表第 9 (第 2 条関係) 旧 宅地造成等規制法関係				
項	事務	単位	金額		項	事務	単位	金額	
1・2	省略				1・2	省略			
3	旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年農林水産省・国土交通省令第 3 号)による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号)第 30 条に規定する書面の交付	省略			3	宅地造成等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号)第 30 条に規定する書面の交付	省略		
別表第 10～別表第 15 省略					別表第 10～別表第 15 省略				
別表第 16 (第 2 条関係) その他の証明、写しの交付関係					別表第 16 (第 2 条関係) その他の証明、写しの交付関係				
項	事務	単位	金額		項	事務	単位	金額	
1～14	省略				1～14	省略			
15	公簿、公文書若しくは図面の閲覧、写しの交付又は記載事項に関する証明(13 の項及び 14 の項に規定するものを除く。)	省略			15	公簿、公文書若しくは図面の閲覧、写しの交付又は記載事項に関する証明(15 の項及び 16 の項に規定するものを除く。)	省略		
16・17	省略				16・17	省略			
備考 省略					備考 省略				